

北空知衛生センター組合議会の議決に付するべき契約に関する条例

昭和41年4月19日
組合条例第3号

改正 昭和43年 3月 5日組合条例第3号
昭和52年12月22日組合条例第2号
平成 5年 9月30日組合条例第6号

北空知衛生センター組合議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(昭43組合条例3、昭52組合条例2、平5組合条例6・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則 (昭和43年3月5日組合条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年3月1日から適用する。

附 則 (昭和52年12月22日組合条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年9月30日組合条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。